

平塚市みんなのまちづくり事例表彰要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、平塚市協働のまちづくり基金条例（平成30年条例第27号）第1条に定める基金の目的を達成する事業として、多様な主体による公益活動の啓発及び、多様な主体による連携を促進するために、本市内の地域課題の解決に資する活動・取組み事例を募集し、特に優れた事例に対して表彰を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象事例）

第2条 表彰対象事例は、市民活動団体、地域活動団体、事業者等が本市内で実施された地域課題の解決を目的とした活動・取組みで、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 継続的に取り組んでいること
- (2) 活動の成果が確認できること
- (3) 営利を目的とした活動・取組みでないこと

（募集）

第3条 表彰への応募は、平塚市みんなのまちづくり事例表彰応募用紙に所定の事項を記入し、別に定める期日までに、平塚市役所市民部協働推進課へ提出することとする。

（審査）

第4条 市長は、表彰事例の審査選考にあたっては、平塚市市民活動推進委員会に対し諮問し、同委員会は、別紙1の「平塚市みんなのまちづくり事例表彰選定基準」に基いて、書類による選考を行い、その結果を市長に答申する。

- 2 前項の審査の内容は非公開とする。
- 3 市長は、第1項の答申に基づき、表彰事例を決定する。

（表彰）

第5条 表彰は、市長名の表彰状を贈呈して行うものとする。

（平塚市みんなのまちづくり事例集の作成）

第6条 応募のあった事例のうち、第2条の表彰対象事例の条件を満たす事例について、広く市民に周知するため、平塚市みんなのまちづくり事例集を作成することとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、平塚市みんなのまちづくり事例表彰に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則 この要領は、令和元年7月 日 から施行する。

【別紙1】

平塚市みんなのまちづくり事例表彰選定基準

項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none">・地域や社会の課題解決につながるか。・広く市民や地域住民の利益につながるか。・具体的な成果があがっているか。
先駆性	<ul style="list-style-type: none">・先駆的、ユニークな取り組みであるか。・他の団体等の参考になる取り組みであるか。
連携性	<ul style="list-style-type: none">・他団体等と連携して実施しているか。・今後、他団体等との連携につながる可能性があるか。
持続性	<ul style="list-style-type: none">・持続可能な取り組みであるか。・継続して実施する体制があるか。